

第 2 号議案

令和 6 年度 社会福祉法人白龍会事業計画書

【基本理念】

私達は、社会福祉法人白龍会秋葉の苑の職員として、私でなければ出来ない仕事をしていることの誇りと責任のもと、今まで以上に質の高いサービスの提供に努め、「サービスの選択は利用者にある」ことを肝に銘じ、常に以下の基本理念を心にきざみ、高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」に努めなければならない。

＜基本方針＞

- お年寄りの目線で話をする。
- お年寄りと家族の気持ちを考えた処遇。
- いつも明るい笑顔と挨拶がある。
- 褥瘡（寝だこ）を作らない。
- 悪臭のない明るく清潔な苑

上記、基本理念を元に、日々「秋葉の苑」の経営・運営に携わってきました。この間、行政、地域の方々、白龍会を応援してくださる方々等のご支援・ご協力、職員の不断努力により、事業の充実が図られてきた。

令和 6 年度は、

- 課題 1 施設設備の老朽化に対処するため、修繕必要個所の早期発見に努め、修繕又は、改修を行う。
- 課題 2 職員の処遇改善に努め定着を促進するとともに、特に介護職員の募集と採用に尽力していく。
- 課題 3 利用者に安心安全で快適な生活をしていただくため、職員のスキルアップ研修の充実を図る。
また、通所介護(デイサービス)でのリハビリの充実強化を進める。
- 課題 4 令和 5 年度に作成した事業継続計画(BCP)に基づき、自然災害及び感染症対策の防災訓練の充実を強化し、訓練を通して随時計画の見直し、改善を図るとともに、老朽化、手狭となった防災倉庫の新設と防災備品の充実に努める。

以上 4 つの課題を挙げ、以下の事業を推進していく。

＜主な事業＞

- (1) 特別養護老人ホーム秋葉の苑、デイサービスセンター秋葉の苑、デイサービスセンター秋葉の苑やしお、ショートステイ秋葉の苑の運営

- (2) 居宅介護支援事業所秋葉の苑の運営
- (3) 生きがい活動支援通所事業・配食サービス・生活管理指導短期宿泊事業の受託経営
- (4) 地域リハビリの推進
特に地域高齢者世帯の方々にリハビリを通してP P Kの推進を図る。
- (5) 認知症予防の推進事業
- (6) 理事会の開催

法人本部及び施設の事業計画並びに予算、決算及び諸規定の改正等審議するため、次の通り理事会を開催する。

- 1、令和6年 5月 令和5年度本部・施設の事業及び会計監査報告
令和5年度事業報告並びに本部・施設会計収支決算認定
理事・監事の候補者の選定
評議員候補者の選定
評議員選任・解任委員会の招集決議
評議員会の開催
その他審議事項の検討
- 2、令和6年 9月 令和6年度本部・施設会計補正予算
その他審議事項の検討
- 3、令和7年 1月 令和6年度本部・施設会計補正予算
その他審議事項の検討
- 4、令和7年 3月 令和6年度本部・施設会計補正予算
令和7年度事業計画並びに本部・施設会計予算
その他審議事項の検討

(7) 評議員会の開催

- 1、令和6年 6月 社会福祉法人白龍会理事・監事の選任
令和5年度計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産
目録の承認
令和6年度事業計画及び収支予算

(8) 監事による監査の実施

- 1、令和6年 5月 本部・施設の事業及び会計について監事による監査を実施し
事業並びに経理の適性を期する。
- 2、令和6年 11月 本部・施設の事業及び会計について監事による中間監査を実
施し事業並びに経理の適性を期する。

令和6年度 秋葉の苑事業計画書

1 目 的

人が人を介護するという貴い仕事の中、相手の立場にたち、温かさ、優しさ、豊かさを持ち、自分の仕事に誇りと責任を以って努めて参ります。

コロナ、インフルエンザ、ノロウイルスと施設全体を巻き込みかねない病に負けないよう、全体がアンテナを高くし、罹患しないよう持ち込まないように、この1年もしっかりと連携をもって歩んでいきます。厳しい取り決めや、約束事を守って、少しでも利用者に穏やかな日常生活を送っていただけるよう、コロナ前に近づくよう努め、のんびりゆったりした生活を職員が作り上げ、余生を送っていただきたく思います。

研修も、外に出ずとも施設の中でズーム等でできる時代となり、より受け易くなりましたので、こぞって参加し、豊かな資質をもつ職員が1人でも多くなることを望み、利用者の豊かな生活に結びつくようにして行きたいと考えます。

利用者にとっても働く職員にとっても、安心で安全なサービスの提供、享受を望み頑張っています。

年々働く人口が減り、職員不足は深刻になっています。入所者も減りつつある現在、これからの事態を考えていかななくてはならない。春野町の高齢者の為にも頑張って継続していかなくてはならないと肝に命じています。

職員構成

特別養護老人ホーム 秋葉の苑

() は非常勤職員

職名	施設長	事務長	事務員	生活相談員 支援専門員	介護職員	医師	看護職員	栄養士	用務員	宿直員	合計
人員	1	1 (1)	3 (2)	1	20 (8)	1 (1)	3	2 (1)	2 (2)	2 (1)	36

認知症対応型

デイサービスセンター秋葉の苑すみれ

職名	管理者	生活相談員	介護職員	看護職員	運転手兼介護職員	合計
人員	《1》	1	4 (3)	1 (1)	2 (2)	9

デイサービスセンター秋葉の苑やしお

職名	管理生活者相談員	介護職員	看護職員	運転手兼介護職員	合計
人員	1	4 (3)	1 (1)	2 (2)	8

居宅介護支援事業所

職名	管理者	介護専門支援員	合計
人員	《1》	2	2

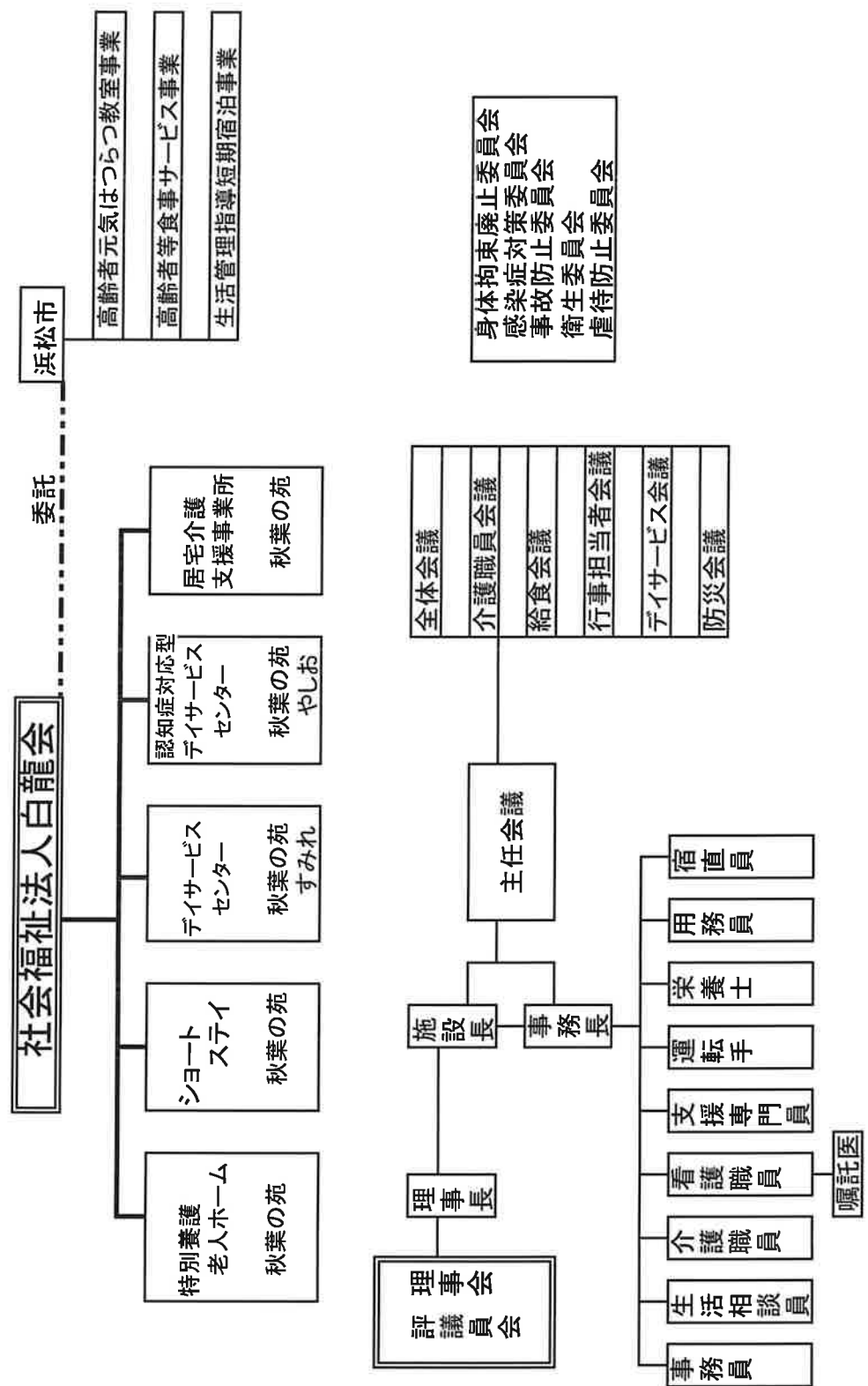
高齢者元気はつらつ教室

職名	介護職員	合計
人員	1	1

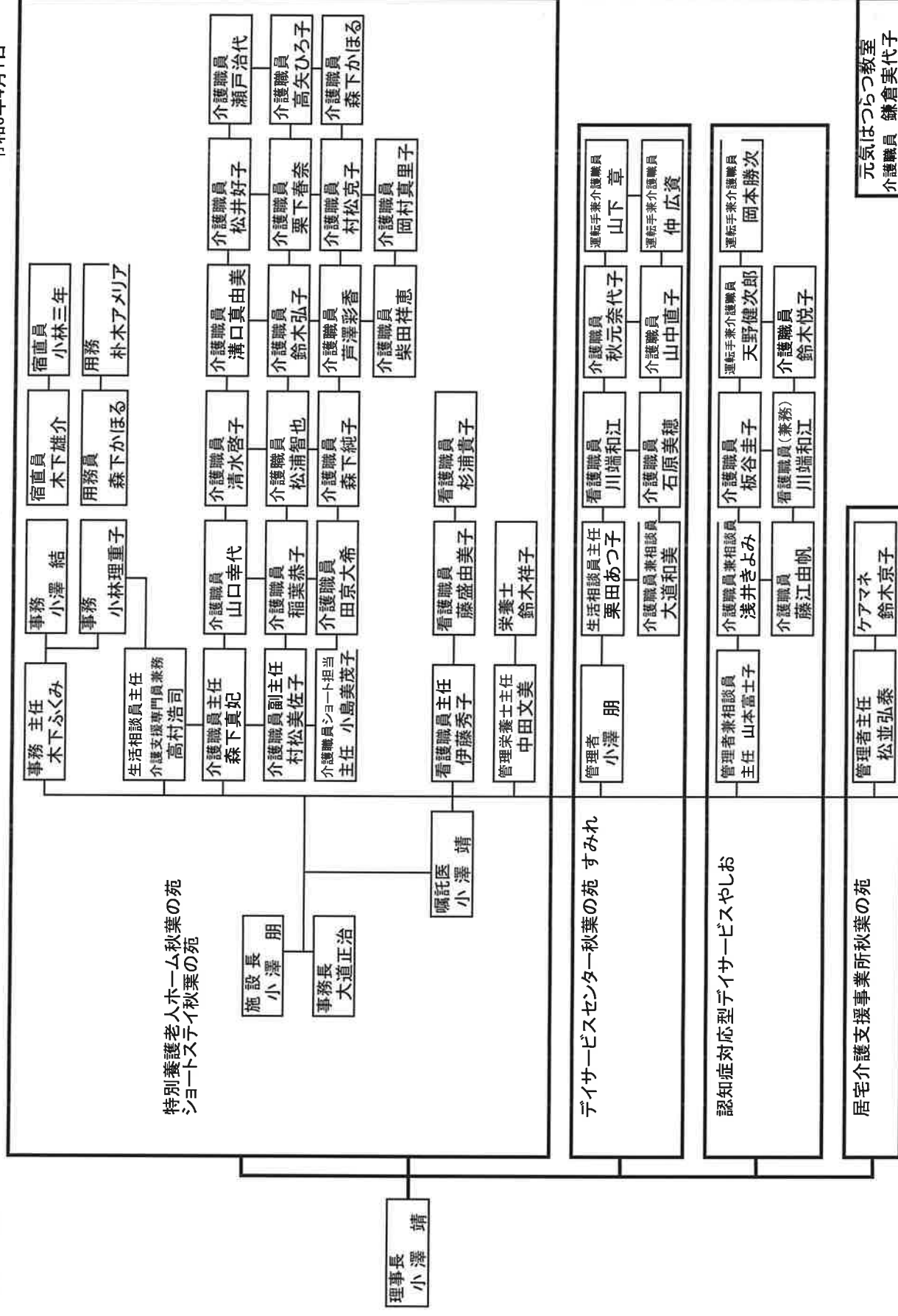
《》は兼務職員

行事担当者	高村・稲葉・森下真
てんぐだより編集委員	高村・田京・栗田
口腔ケア担当者	松井好・芦澤
実習生指導係	清水
苑内美化担当者	山口幸・浅井
ボランティア担当者	柴田・木下
防災担当者	小島・芦澤・大道和・浅井・中田・伊藤・鈴木京・小澤結
図書担当者	板谷・川端・田京・栗下

3. 運営組織図



身体拘束廃止委員会
感染症対策委員会
事故防止委員会
衛生委員会
虐待防止委員会



(1) 研修及び委員会

・ 社会福祉実習

高校生が福祉の実習を通し、福祉に関する知識や技術を学ぶとともに、高齢者とコミュニケーションをとる中で、相互の交流を深め、福祉マインドを育てる。

期 間	学校の名前	内 容	人 数
R6 年 5 月～ R6 年 12 月	静岡県立 天竜高校春野校舎	体験実習	数名

・ 中学校「福祉体験学習」の受入

生き方教育の活動として、中学 2・3 年生を対象に、職員並びに利用者との触れ合い活動を行う。

・ 職員研修

【外部研修】

浜松市社会福祉協議会老人部会、北遠地域介護保険サービス事業所連絡協議会、県社協等の研修を中心に外部の研修に参加し、質の向上に努める。

パソコンを用いてズームなどで対応もしていく。

【内部研修】

事故防止、衛生、感染症対策、身体拘束廃止、虐待防止、外部研修報告を中心に職員の資質向上を目指して勉強会を開催する。

研修資料を回し見て貰うことで勉強をしたり、勉強会を開いたりしていく。

・ 委員会

身体拘束廃止委員会・事故防止委員会・感染症対策委員会・虐待防止委員会・衛生委員会を毎月又は必要に応じ随時、各委員の招集により開催する。また、感染症に関してはすでに行っている委員会の開催に加え指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を検討実施していく。

(2) ボランティア

ボランティアグループ、その他ボランティア等関係者に依頼し、又、幼・小・中・高校のボランティア活動の受け入れにも力を入れ、地域社会との交流の輪を広げて利用者の生活の充実を図ることを目指す。

〔内 容〕

・クラブ活動

(毎月1回の習字クラブ)

- ・ 日赤奉仕団様
お雛様の片付け・そうじ
- ・ 町内幼小中高校様
利用者と交流・苑内外の清掃・クラブ等参加・話相手・吹奏楽部来苑
- ・ その他
個人ボランティアの受け入れ

(3) 慰 問

各種慰問の受け入れにより、慰問グループとの交流、又地域社会との交流を図り、利用者の生活に楽しみを増すことを目指す。

〔受け入れ計画〕

歌 島育子様、喜多八郎様、春野すずめ様、松井茉未様等
踊り なでしこ会様、晴義会様等
演芸 進士光様等

(4) 事務管理

明るい笑顔と挨拶、細かな心配りをいつも念頭に置き従事する。

〔主な内容〕

- ・ 外来者受付、電話対応など、外部と苑のなかつぎ役として、お客様の気持ちをくみ取る対応を常に考えていく。
- ・ 各事業所の安定した経営を維持するため支出のコスト意識を高め、むだを省き効率と生産性を上げる。
- ・ サービスの提供にあたる全職員が快適で働きやすい職場環境を目指す。
- ・ 介護保険の保険料の請求を怠りなく処理する。
国保への請求手続き
利用者への請求、領収手続き
- ・ 施設の整備、補修に努める。
補修については、早期着手に留意し、業者との連絡を密にしていく。
本年度も、苑内の修繕箇所の補修に留意していく。
施設内の清掃、整理整頓、清潔に留意する。
- ・ 職員の健康管理

職員の自主的な健康管理を促し、定期健康診断、腰痛検査等を実施する。

(5) 防 災

秋葉の苑における火災、震災、その他の災害の予防に務め、人命の安全、被害の極限防止を図る。介護施設における事業継続計画（BCP）に準じた防災訓練を実施する。

〔対処方法〕

①防災訓練の実施

- ・入苑者の救護区分（担送、車椅子、自立）の明確化と周知徹底
- ・夜間における活動体制の確立
- ・非常時の職員の召集計画の確立
- ・避難誘導、救出、救護及び輸送体制の確立
- ・夜間訓練

②職員教育

- ・救急法、各消防設備取り扱い説明等
- ・消防署員による防災講話と訓練指導
- ・AED の取り扱い方法の徹底
- ・発電機の使用法の指導

＊防災訓練 職員教育計画

③事業継続計画（BCP）の実施についてよく話し合い、順次手掛けていく。

(6) 用 務

「にこないない明るく清潔な苑」を第一に推進する。

〔方 法〕

清掃、清拭、環境整備を隅々まで行き届く様に行っていく。又、部屋の温度湿度の調整にも注意していく。お年寄りの衣類の洗濯を中心に、介護職員等と連絡を取り合いながら利用者の生活の手助けをしていく。

- ・ 居室と廊下及びトイレの美化
- ・ 苑内外の清掃及び整理整頓
- ・ 利用者の衣類の清潔
- ・ 居室のカーテン等の洗濯

(7) その他

てんぐだよりについて

年 4 回家族会に合わせて発行配布する。

令和6年度 防災訓練職員教育計画

【目的】 人命の安全を最優先に、災害の予防・被害の防止を図る。
また、被災した場合も被害を最小限に抑え、事業継続に努める。

区分	項 目	目 標	実施 時期	担当
教育	年間計画等の確認 避難誘導訓練	職員の防災意識の向上 年間計画、連絡網の確認 日勤体制での避難誘導	4 月	小澤結
訓練	避難誘導訓練 通報訓練	日勤体制での避難誘導 通報の正確性と迅速化の向上	5 月	伊藤
教育	防災講話(消防署)、 点検	防災対策の基礎知識習得 設備、備品の点検	6 月	鈴木京
訓練	夜間の避難誘導訓練 通報訓練	夜間被災を想定し、職員招集 入所者避難誘導	7 月	芦澤
訓練	避難誘導、初期消火 訓練	日勤体制での避難誘導 初期消火訓練(放水)	8 月	浅井
訓練	安否確認訓練 自家発電訓練 避難誘導	安否確認の迅速、正確性の習熟自家 発電機能確認 日勤体制での避難誘導	9 月	小島
教育	各班による業務継続 計画の演習 避難誘導訓練	配備体制設置と運用の仕方の検討、 非常食提供の効率化検証 日勤体制での避難誘導	10 月	中田
訓練	社会福祉施設総合防 災訓練 (放水等)	日勤体制での避難誘導 放水の習得と迅速化を図る	11 月	小澤結
教育	消防、地域自治会の 参加のもと放水・救 出訓練と資機材の点 検	日勤体制での避難誘導 救出の安全性と迅速化の習得 消火栓を使い地域自治会参加の もと放水実施 防災資機材の点検	12 月	芦澤
訓練	避難誘導訓練、初期 消火、通報訓練	日勤体制での避難誘導 初期消火、通報訓練を通じて初動体 制の確認	1 月	大道和
訓練	夜間想定での避難誘導 訓練 通報訓練	夜間被災を想定した、職員招集 避難誘導 情報発信の確認	2 月	小島
教育	防災訓練、職員教育 計画の策定 避難誘導訓練	教育訓練実施結果の検証 次年度の計画策定を行う。 日勤体制での避難誘導	3 月	鈴木京

令和6年度 特別養護老人ホーム秋葉の苑事業計画

《目標》

利用者の生活経験や価値観を尊重しながら、偏見や先入観を持たずに状況の把握と対応に努め、動作・会話・理解面などでの困難さや、日常生活上の不自由さを少しでも軽減し、安心感を与え、信頼感を高めていけるような援助をしていく。

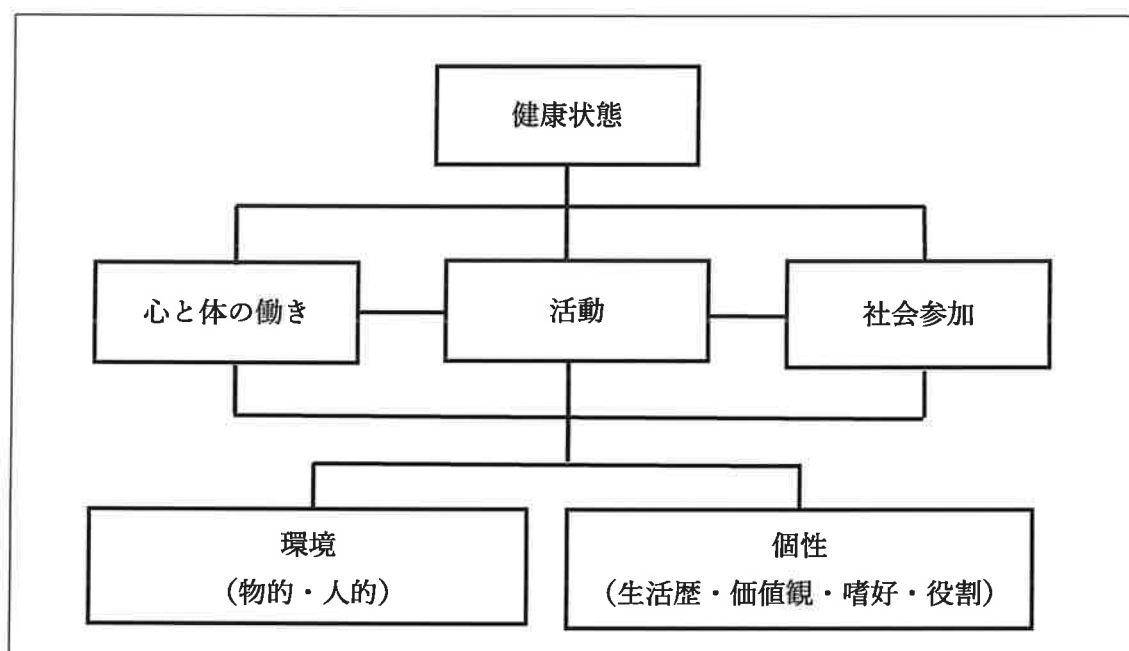


図1 利用者の生活と人生の全体像についての概念図
(ICF：国際生活機能分類より)

※病気や怪我や年齢に応じた心身の機能低下があっても、それぞれの背景・健康状態を踏まえて、秋葉の苑の物的・人的環境の長所を生かし、さまざまな形での活動や社会参加を行いながら、利用者はその個性に応じて生きていくことができる。

(1) 生活

<苑内環境>

施設の中にあっても、季節の移り変わりを 느낄 수 있는施設内の環境づくりを行う。居室は本人の個性に応じた空間づくりを行う。

<外出・屋外で過ごすこと>

「受診・理美容・金融機関や行政手続きなどのための実用的な外出」の他に、感染症などの流行状況などを勘案しながら、「本人の楽しみの外出」や「家族と時間を持てるような外

出」、季節感や心身の健康のための「近場の散策」「苑の外での外気浴」などを行っていく。

<つぶやき～今日の予定・その他～>

職員持ち回りで、その日の苑の予定や、職員個人の所感など、自由な内容で書いたものを「つぶやき」と称し、食堂の掲示板に貼る。利用者と職員の共有の話題づくりの一助とする。

<喫茶コーナー>

週に1度、火曜日、玄関ホールの喫茶コーナーにて、食の選択と味わう楽しみを提供し、1週間の生活リズムの一助とする。天気が良い時には屋外でも行う（青空喫茶）。苑長、事務所、生活相談員が中心に行い、介助が必要な利用者は介護職員が受け持つ。飲み物と甘い物、季節の菓子等を提供し、会話が弾むように援助する。

<クラブ活動>

生きがいづくりと離床のために、利用者に無理のない内容で、楽しく過ごせるようにしていく。一人一人のニーズを発掘し、個人にあったものも提供していく。

曜日など	内容	担当者
月に1回	習字クラブ	ボランティア
水	体操等	看護職員
月火木金	歌・カルタ・絵合わせ・紙芝居・散歩等	介護職員

<誕生会>

利用者の誕生日を皆で温かく祝い、今日まで生きてきたことを喜び、明日からの糧としていただけるようにする。特別な一日となるような雰囲気をつくり全職員で盛り上げる。「誕生者の紹介」「家族からのメッセージの紹介」「プレゼントの贈呈」「職員からのお祝いの声掛け」「誕生者からのコメント」の順で、ケース担当職員が中心となって進行する。プレゼントは、誕生者に合ったものをケース担当職員が（外出や食事を含め）選ぶ。

<行事> ※詳細は、年間行事計画を参照のこと

どの利用者也、いろいろな形で参加し、一緒に楽しめるような行事を行う。行事を通して交流が促進され、苑内の生活に楽しみと変化が生まれるようにする。

令和6年度 日用品支給計画表

	支給品内容
誕生日	誕生日のプレゼント（1人 2000円程度にて品物又希望メニュー対応）
9月敬老式典	花（喜寿、米寿、白寿、90歳以上の人へのプレゼント）
クリスマスプレゼント	全体で希望する品物をプレゼント
その他	歯ブラシ・歯磨き・箱ティッシュ（1箱／月）
	レクリエーション、娯楽共有金あり

(2) 生活相談員

生活相談員は、利用者の生活の質の維持・向上を目的として、利用者と家族の相談に乗り、その繋がりが保てるようにしながら、施設内の各部署や施設外の人や機関との「パイプ役」として「連絡・連携・調整」を行っていく相談援助職である。

目標

- ① 利用者の「病気」や「怪我」や「心身の機能低下」のような「援助を必要とする部分」に主な焦点を当てて見ることなく、長い人生を送ってこられ、「人生のまとめの時期」にさしかかっておられる「人生の先達」として尊敬し、「人としての全体性」を理解しようと努めながら援助していく。
- ② 秋葉の苑での「1日・1週間・1か月・1年の生活サイクル」の中で、利用者が心身ともに健康で、一人の殻に閉じこもることなく、また地域や周りの自然から切り離されることなく、豊かに活動や交流や外出を行っていきけるように援助していく。
- ③ 利用者が孤立感や、生活上・健康上の不安や不便さを感じずに、安心して過ごしていけるように、利用者と家族をつなぎ、施設内の各部署をつなぎ、必要時は外部の行政機関や医療機関ともつながりながら援助していく。
- ④ 自宅で生活していた時と、同じ内容・同じ方法での継続が難しかったとしても、利用者の個性（趣味・特技・経験・役割など）が生かされるような過ごし方や社会参加の仕方を模索し、検討し、少しずつでも実現していけるよう努力する。
- ⑤ つねに秋葉の苑の理念を実践できるように意識しながら業務を行っていく。

業務

《相談・連携・調整業務》

[ケースワーカー的業務]

- 入所申し込み受付、定期的な状況確認、優先入所会議、入所判定
特例入所に関する保険者への照会
- 入所契約 および 退所手続き／○入所者と家族の状況把握・意向確認
- 家族への連絡（生活状況や病状・事故など、自費での購入の場合など）
※家族との連絡は原則的に保証人で行い、他の家族には保証人から連絡していただく。

[コーディネーター的業務]

- 施設内の多職種間連携・調整／○行事のコーディネート、行事報告書の作成
- 地域との連携・調整／○施設外他機関・行政との連絡・調整
- 地域の病院や居宅介護支援事業所との関係づくり、待機状況の連絡

《その他の関連業務》

- 入所時の通帳・印鑑・保険証類の預かり／○預かり金の定期的な確認
- 面会の受付と立ち会い

- 衣服・日用品の受け取り・返却や、購入に関する家族への連絡のサポート
- 利用者の郵便物の管理、家族への連絡／○受診のための外出の準備（車・保険証など）
- 外部医療機関の受診時や救急搬送時の調整・連絡／○医療保険証等の切り替えの援助
- ワクチン接種に関する家族への連絡／○訪問マッサージの申請書に関わる事柄
- 事務所窓口業務（来訪者の対応、電話番号） ※事務職員不在時など
- 身体拘束や喀痰吸引に関する家族への連絡

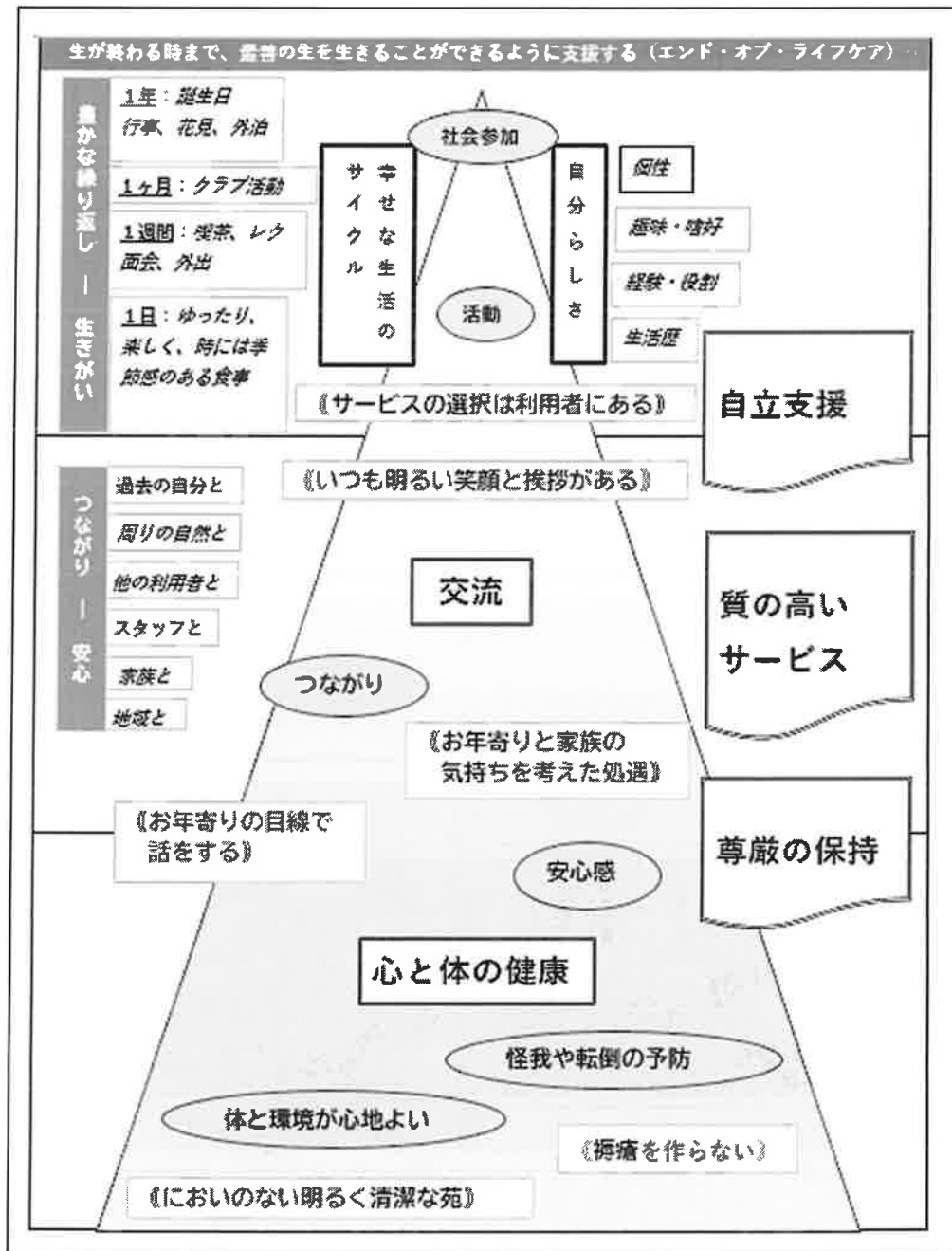


図2 利用者の健康・交流・個性と、秋葉の苑の理念のもとでの支援

※心身の健康と環境の心地よさの土台の上に、人や環境などとの交流、自分らしさの実現を積み重ねていけるように、秋葉の苑の理念をつねに意識しながら支援していく。

令和6年度 年間行事計画

《令和6年》

4月 7日 (日)	家族会① (お花見会)
4月～5月	春の行楽
6月 9日 (日)	家族会② (母・父の日、衣服の入れ替え)
7月 5日 (金)	七夕会
8月 4日 (日)	納涼盆踊り大会
9月上旬～	敬老週間
9月8日 (日)	家族会③ (敬老会)
9月20日 (金)	演芸大会 (※)
10月5日 (土)	慰霊祭
9月～11月	秋の行楽
11月24日 (日)	家族会④ (大掃除、衣服の入れ替え)
12月15日 (日)	忘年会
12月31日 (火)	年越しそば (※)

《令和7年》

1月 9日 (木)	新年祝賀式
2月 3日 (月)	節分
2月上旬	春野町文化展 (※)

(注 1) その時々の方々のコロナの状況などをみながら、必要があれば実施の可否の判断・日程や実施方法の変更などを行う。

(注 2) 「食に関する行事」は令和5年度より栄養士が担当している。

⇒ 「(6)給食」の章参照

(注 3) (※) の行事以外については、実施後の主任会議などの際に意見や反省を聴取し行事報告書を作成する。

令和6年度に改善・検討を進めていく事項

《生活相談員業務の中の事項》

- 病院の相談員や居宅のケアマネジャーとの信頼関係を構築しながら、営業活動を行う（待機状況などを定期的にFAXするなど）。
- 入所申し込み者（待機者）に、要介護度の変化や入退院、ロングショート開始などの「大きな状況の変化」があった時には、その都度把握できるようにする。
- 入所契約時の書類の様式の見直しを行う。
- 「入苑者台帳」の様式や使い方を見直し、効率的に多目的に活用できるようにする。（在宅のケアマネジャーが使用している「利用者基本情報」の様式なども参考にする）
- 「緊急連絡先」の様式や、「施設サービス計画（ケアプラン）・第1表」の記載の仕方を、緊急の受診対応時などに役に立つように検討する。
- 利用者個々の自費での物品購入がスムーズに行えるように、定期的な購入先リストを作成したり、通販の利用の促進や予備物品のストック、出張販売の受け入れの検討などを行う。
- 衣服の入れ替えや郵便物の受け渡し、できるだけ滞ることなく行えるように工夫していく。

《多職種間で相談しながら取り組んでいきたい事項》

- 新型コロナウイルスが5類に引き下げられたが、高齢者入所施設である秋葉の苑においては、苑内での感染が拡大した場合の危険性が下がったわけではない。「外出」「活動」「面会」「家族会」「ボランティアの受け入れ」「コロナが発生した時の対応」「ワクチン接種」などについて、そのあり方や方法などを、今後も引き続き検討していく。
- 主任会議やタ方のミーティングが、担当者会議、ケース会議、臨時の入所判定に関する会議、多職種に関わる問題解決のための会議など、多目的な討議が積極的に行える場所になるように一緒に取り組んでいく。嘱託医による回診後などに、必要に応じて短時間のカンファレンスを行うよう調整する。
- 各専門職ごとにある「利用者の健康状態に関する情報や認識」をすり合わせて、情報共有・共通認識のもとでのケアが行えるようにする。また、そのことにより、遅延なく嘱託医への正確な病状報告が行えたり、外部医療機関への受診の判断についても有益であるようにする。（内容例：食事量の低下、脱水、褥瘡、ポジショニング、終末期、緊急性、など）
- 厚生労働省による「介護現場におけるICT化の促進」と、コロナの状況下での必要性もあり、「家族の面会」や「ロングショートステイの利用者のモニタリングの便宜」などにおいてICTの活用を検討していく。

※ICT：情報通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

具体的には、ZOOM、SNS、タブレット端末の活用など。

(3) 施設ケアマネジャー

目標

生活全般の見守り・介助・援助を行えるサポート体制と、最期までの看取りが可能な医療との連携体制の中で、利用者の安心感につながるようにケアマネジメントを行っていく。

その手段である担当者会議の開催などが、手続き上の必要性だけに留まることなく、多職種間の情報共有や問題解決、状態変化へのすばやい対応に役立つようにしていく。

安心・安全な生活と個性の両方を大事にしていくためのケアマネジメント

秋葉の苑では、常に介護を必要とする人に対して、24 時間体制で見守りを行いながら、食事・排泄・入浴などの介助やその他の療養上・生活上の援助を、介護・看護・栄養士・その他の職員全員で行っている。安心・安全な生活のための基本的なサービスの部分をしっかりケアプランの中に位置づけながら、利用者それぞれの個性を少しでも発揮していけるように、ケアマネジメントを行っていく。

入所から終末期までの期間全体を視野に入れた看取りの支援

近年、人生最後の時期の捉え方が「人生のまとめとしての最後の時期をどのように過ごし、どのように全うするか」という視点での長めの期間設定へと徐々に変化してきている。そのことを踏まえると、秋葉の苑のように、基本的には要介護 3 以上の高齢者を対象とする特別養護老人ホームにおいては、入所の時点から少しずつ「人生をどのように全うしたいか」を、利用者・家族・秋葉の苑の職員が一緒に考えながら歩んでいく必要がある。

そのために、「令和 5 年度事業計画(3)施設ケアマネジャー」の章で詳細したようなステップを踏みながら、「アドバンス・ケア・プランニング」の考え方に基づいて、利用者のこれまでの人生の延長線上にある「秋葉の苑入所から終末期までの期間」を、大きく三つの時期に分けて捉えて支援していく。

※「アドバンス・ケア・プランニング」とは、日本では「人生会議」とも呼ばれ、人生の最終段階に利用者が希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいることなどを、前もって本人・家族の間や、医療・ケアチームなど繰り返し話し合い、共有する取り組みである。

- [1] 安定期（入所～比較的病状が落ち着いている時期）
- [2] 変化期（病状変化の増加～身体機能の低下が目立つ時期）
- [3] 終末期（医師による終末期の判断以降の時期）

老年期のケアマネジメントについてのもうひとつの指標（ものさし）

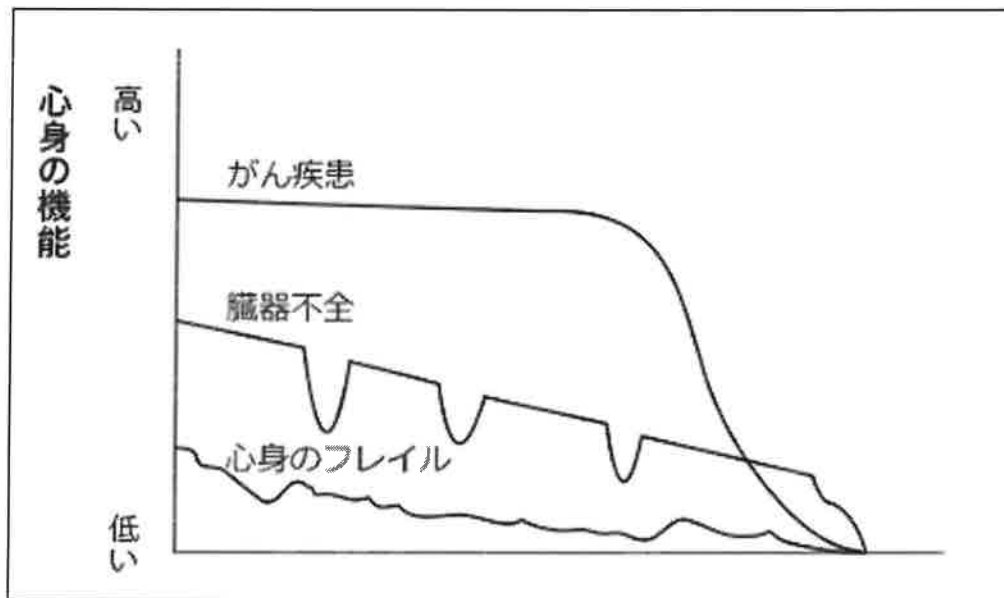


図3 老年期で衰弱や病気がある場合の心身機能の軌跡

子供時代や青壮年期と違い、老年期は、特別な病気や怪我がなくても、物忘れが少しずつ進んでいき、健康状態や体力なども緩やかにではあるが徐々に下降していく傾向がある。そこに特別な病気などがあれば、その病気に応じた経過をたどることになる。(図3)

老年期の特に後半、病気や状況によっては、基本的には元の状態に戻ることが難しい場面がある。そして、この時期のケアマネジメントにおいては、従来の「維持・向上」や「回復・改善」、「積極性」や「活動性」などを目標にしていくことが難しい場合がある。

現代ほど治療法もあまりない時代に、病人・怪我人・衰弱者の介護・看護・生活の援助を一体的に行って効果を上げた先人の言葉がある。この言葉は、利用者の心身の健康を、自然を含めた環境の力や、自然をいただく食事などによって、静かに整えていく視点を教えてくれる。老年期のケアマネジメントを行っていく上での大事なもうひとつの指標（ものさし）になる。

【ケアの原則（ナイチンゲールによる）】

- 自然がその方に働きかけることにおいて、もっとも良い状態にその方を置く。
- 「新鮮な空気」「陽光」「暖かさ」「清潔さ」「静かさ」などを適切に整え、これらを活かして用いる。
- 食事の内容を適切に選択し、適切に与える。
- こういったことの全てを、利用者の生命力の消耗を最小にするように整える。

(4) 介 護

《目標》

- ① 安心感を与えるような言動と話しやすい環境作りを心掛け、穏やかに生活できるようにする。
- ② 利用者の状態の変化が感じられたら、職員間で情報の共有をし、迅速に対応することで事故を防ぐ。
- ③ 利用者のご家族に寄り添い、その人らしく終末期を迎えられるようにする。
- ④ 感染症の予防に努め、発生した場合には速やかに対応できる体制作りをする。

最近では、以前に比べ利用者の年齢や状態の幅が大きくなってきている。価値観も多様化しており、その人らしさを大切に柔軟な援助をしていく。

〈食 事〉

ゆったりと楽しく食事ができるように配慮する。

食事が進まない利用者には、食べられる時に食べられる物を勧めていく。

〈入 浴〉

快適に入浴できるよう配慮し、気分転換の場とする。

〈排 泄〉

プライバシーに配慮し、不快感を与えないように随時の介助をしていく。

排泄物の性状や排便の有無の確認をし、看護師との連携を密にしていく。

〈環境整備〉

利用者の状態や希望に合った衣類等を用意できるよう、ご家族と連携を取っていく。

ベッド周りの清潔を保ち、気持ち良く過ごせるようにする。

〈口腔ケア〉

日々の口腔ケアに加え歯科医とも連携し、経口摂取の維持、口臭予防につなげる。

〈身だしなみ〉

定期的な散髪が行えるようにする。髭剃りや爪切りをし清潔を保つ。

〈苦情相談〉

利用者や家族から苦情の申し出があった場合は、迅速・丁寧に対応し改善に努める。

〈身体拘束廃止委員会〉

月一回の委員会に加え随時の話し合いもすることで、より細やかに現状の把握をし、廃止に向けて検討する。安全が保てずやむを得ず拘束を行う時には、必ず報告・記録をし、ご家族より同意書をいただいく。

〈事故防止委員会〉

月一回の委員会を行い、事故の原因と具体的な対策について話し合い、次の援助につなげていく。

(5) 健康管理

《目標》

- (1) 利用者の体調の変化を少しでも早く把握するように努め、特に体調不良の利用者には、訪室を多くし、看護間や他部署との連携を密にとりながら状態観察を行い、早期回復に努める。
- (2) 体力や栄養状態の低下している利用者には、特に褥瘡予防に努める。

(毎日) 検温 血圧測定 (体調不良者)・服薬管理

(毎週) 廻診 (水)、検温・血圧測定 (利用者全員) (毎月) 体重測定 (第4週)

(春季) 検診 血液検査 胸部レントゲン (必要時 喀痰検査)

(秋季) 検診 血液検査

(冬季) インフルエンザ予防注射 (利用者、職員)

- ・介護・看護職員については、年に2回腰痛検査 (6月・12月) 健康診断夜勤を行っている介護職 (4月・10月) 他の職員については、年1回健康診断 (4月) を行う。
- ・検査の必要な利用者には、Dr 指示にて随時行う。
- ・Dr 指示があり、経過観察の必要な利用者には毎月又は2ヶ月毎に血液検査・検尿を行う。
- ・必要に応じて、コロナワクチン接種施行 (利用者・職員)

<健康状態の把握>

- ・常に利用者全員の顔色や表情、歩き方等の状態観察をすると共に、声かけを多くし、異常の早期発見に努める。
- ・寝ている時間の長い利用者には、訪室時、必ず声を掛け、顔色等状態観察をする。
- ・経過観察の記録は、検温表に記録し、他部署の職員が見ても解かりやすく記録する。
- ・結核感染予防の為に、胸部レントゲン検査を行う。又、体調不良でレントゲン検査が出来ない利用者には、喀痰検査を行い結核感染の有無を調べる。
- ・経管栄養者は、注入中、訪室し、異常の有無を調べる。特に逆流・嘔気・嘔吐には注意する。
- ・介護に必要と考えられる医学的な知識は、Dr の協力を得て勉強会を開き介護に役立てていく。(感染症など)
- ・毎週 (水) 食事前に利用者とふれあい、無理なく身体を動かしたり嚥下体操を行い、食事が美味しく楽しくむせなく摂れるように応援する。
- ・便秘傾向の利用者には、他部署との連携をとり、下剤薬や座薬を使用したり、水分摂取を心掛ける等をして排便コントロールをし、不快感をあたえないように心掛ける。

◎ 感染症対策

新型コロナウイルス・疥癬・ノロウイルス（感染性胃腸炎）・インフルエンザ・MRSA など集団感染を起こす可能性がある感染症対策については、感染経路の遮断のために、手洗い、うがい等の励行、マスク着用、換気、消毒液洗浄清拭等を行う。もし、感染症が発生した場合、定期の感染症対策委員会とは別に、早急に臨時の感染症対策委員会を招集し、一日でも早く終息する様に職員が一丸となり適切な対応をする様にする。又、水虫については、常に皮膚の清潔と乾燥を保つ様に心掛け、安心して過ごせる様に利用者の保護に努める。

(6) 給食

<目標>

「食べること」は「生きる事」という言葉があるように、食事は生きる為に必要不可欠な事です。それだけではなく、楽しみや生きがいにもつながります。常に利用者一人一人の大切な食事であるという意識を持ち、個々の言葉に耳を傾け、尚且つ安心・安全な食事の提供に取り組んでいきます。

<取り組み>

- ・ 利用者や家族の意向を取り入れ、一人ひとりにあった実行可能な栄養ケア計画書を作成します。また日々の情報を各部署と共有し、食事形態、食事量、減塩食等、状態に合わせた食事提供を行っていきます。必要な摂取量が食事から不十分な場合には嗜好品や補助食の活用も検討していきます。
- ・ 災害時に備えて、備蓄品(水、防災食、使い捨て食器等)の確保や、厨房としての緊急時対応マニュアルの見直しをしていきます。
- ・ 食中毒を出さないよう、食品衛生管理や厨房職員の意識向上を目指していきます。
- ・ 選択食、誕生日に好きな食べ物の提供、手作りおやつ、季節の献立、地元食材を使った料理などで、食事内容に変化をもたせ、食べる意欲を高めます。また、行事食の内容を提案していきます。行事食の反省は栄養士が記録、保管をしていきます。
- ・ 1人暮らしの方の昼、夕の配食弁当は減塩食や、禁止食他、粥、刻みなどの食形態への対応をミスがないように行い、安心・安全に提供できるように努めます。

4 月	桜蒸しパン たけのこごはん お花見弁当(お花見会)	10 月	栗ごはん 芋かんてん ちらし寿司 (祭典)
5 月	山菜おこわ いなりと海苔巻き寿司 グリンピースごはん	11 月	さつま芋ごはん ふろふき大根 茶碗蒸し
6 月	梅・しそジュース 新生姜ごはん 新じゃがの煮物	12 月	とろろ汁 あんころ餅(もちつき会) バイキング (忘年会)
7 月	うなぎのひつまぶし 三色そうめん 焼き茄子 七夕ゼリー	1 月	おせち料理 刺身 (ネギトロ) 七草粥 和菓子
8 月	夏野菜の天ぷら フルーツポンチ アイスクリーム	2 月	おにぎり 甘納豆 (節分) チキンンドリア チョコババロア (バレンタイン)
9 月	松花堂弁当(敬老会) おはぎ きのこごはん	3 月	ちらし寿司 (ひな祭り) ぼた餅 甘酒

毎月 1 日赤飯

令和6年度

ショートステイ秋葉の苑 事業計画書

【目的】

利用者個々にあったサービスの提供をし、生活のリズムを整え、その後の在宅生活へつなげる。又、サービスの利用によって心に張りを与えると共に、家族の介護負担の軽減を図る。

《目標》

- ① 安心感を与えるような言動を心掛け、笑顔で接する。
- ② 職員間で情報の共有をし、統一した介助をしていく。利用中の様子に合わせて臨機応変な対応をしていく。
- ③ 事故のないようしっかりと観察をする。
- ④ 利用者・家族双方の気持ちを尊重した対応をしていく。

〈介護〉

利用者の状態を把握し、個々に合ったサービスの提供をしていく。状態に変化のあった時には、その都度家族と連絡・相談し対応する。

〈看護〉

入所時に薬の不足がないように確認し、服薬の管理をする。利用中はバイタルチェックを行い体調の観察をしていき、体調不良時にはスムーズな対応ができるよう留意していく。

〈栄養〉

適切な食事が提供できるよう心掛ける。食事が進まない利用者には、食べられる時に食べられる物を勧めていく。

〈自立支援について〉

介護保険対象外の利用者の方の受け入れをしていく。利用者の気持ちを尊重し、不安や戸惑いがないように配慮していく。

〈苦情相談〉

利用者や家族から苦情の申し出があった場合は、迅速・丁寧に対応し改善に努める。

令和6年度 デイサービスセンター秋葉の苑すみれ事業計画

【目的】

利用者が住み慣れた地域や生活環境において、可能な限り在宅生活を継続していけるように、個々に必要な機能訓練及び日常生活の援助を行う。

《目標・取り組み》

- ① 利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者の人格を尊重した援助を行っていく。
- ② 家族の身体的精神的負担の軽減を図る。
- ③ グループ活動の中で、利用者との関わりを大切にし、利用者と職員との信頼関係を築いていけるように努める。
- ④ 利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持を図っていく。
- ⑤ 下肢筋力の強化に努めると共に、身体機能の維持向上を図る。

【デイサービス《すみれ》のモットー】

利用者一人ひとりの心に寄り添い、優しく・明るく・愉しくを常に心掛け取り組む。

《事業内容》

1) 《活動及び機能訓練活動》

利用者の有する能力・可能性を尊重し、一人ひとりの個別性を尊重した自立支援を目指したサービスを提供していく。

小グループ制で、計算・塗り絵・パズル・トランプ・オセロ・手芸・折り紙等提供する。又、地域ながらの行事や季節感を多く取り入れた活動（おやつ作り・梅ジュース作り・漬物作り等）を実施し、利用者の趣味や得意分野を活かした活動を取り入れる。機能訓練としては、在宅でも継続して行えるような軽度な運動（椅子に座って出来る運動やラジオ体操）や、下肢筋力強化になる運動を勧めていく。

2) 《通所介護計画に基づくサービス提供》

利用者の居宅サービス計画書に沿って、利用者及び家族の意向と在宅での生活状況の把握に努め、通所介護計画書を作成し、より良い在宅生活を維持できるようなサービス提供を行う。

3) 《生活相談》

利用者及び家族等の各種相談に応じ、内容により担当ケアマネージャーと連絡調整を行い、利用者の在宅生活を支えると共に、家族の介護負担の軽減を図る。

4) 《入浴》

体調に十分な注意を払いながら、快適に入浴ができるよう援助する。
清潔の保持・心身のリフレッシュを図ると共に、皮膚の状態や手足の爪切り
や男性の髭剃りを行う。

5) 《送迎》

利用者の心身状態及び地理的状況等を考慮した送迎車両・送迎ルートを設定し
無理のない送迎を行う。また、安全第一を念頭に置いた走行及び利用者の
安全確保に細心の注意を払うと共に快適に乗降車出来るように努める。

- ア) 乗車・降車時の介助 イ) 送迎時の状態確認及び乗車中の状態観察
- ウ) シートベルト着用及び車椅子固定の確認
- エ) 送迎後の手摺り・ドアノブ等の消毒

6) 《食事》

利用者の状態や嗜好を把握し、食事内容・形態（粥・刻み・ソフト食等）及び食
事用具（スプーン・片手及び両手コップ等）を用意する。
嚥下・食事制限等に配慮する。食事中は、音楽を流し、利用者がゆっくりと召し
上がって頂けるように気配りする。

- ア) 食事介助（食事状況の見守り） イ) 嚥下状態及び食事摂取量の観察

7) 《口腔ケア》

食事前には、機能低下を防ぐための口腔嚥下体操（声出し）・食後の歯磨きの
実施。

8) 《健康管理》

利用者の健康状態を観察把握し、健康管理及び健康指導、早期発見・早期対応
に努め、緊急時には、家族及び・ケアマネージャーに連絡し、最善の対応に努め
る。

利用者に利用当日の朝、検温して頂く（37.5 以上は、利用を中止とする）

- ア) バイタル測定（毎回） イ) 体重測定（年4回） ウ) 状態観察（毎回）
- エ) 健康相談（随時） オ) 感染予防（手洗い・うがい・清拭等）

9) 《日常生活上の援助》

利用者個々の有する能力・可能性を尊重し、自立支援を目指したサービスを提供する。

ア) 移動 歩行の見守り・適切な歩行器の提供・車椅子の介助

イ) 排泄 トイレの見守り・介助・声掛け誘導

10) 《地域との交流》

感染予防もあり、交流は状況に応じ、ボランティアさんの受け入れや幼稚園・中学生・高校生との交流を行っていく。

11) 《安全管理体制》

利用者に安全なサービスが提供できる環境づくりに努め、転倒等の事故防止策や対応方針を本人・介護者に十分な説明を行い、理解と協力を得ていく。

また、利用者個々の状態に応じた安全管理に努める。

12) 《運営推進会議》

サービス提供について、活動状況の報告や評価を受けると共に、必要な要望・助言等を聴く会議を開催する。(おおむね6ヶ月に一回以上)

会議出席者(利用者・利用者の家族・地域代表・市職員・包括職員・知見を有する者等)に依頼していく。

13) 《苦情について》

利用者(家族)からの苦情があった時には、適切な対応を図り、利用者及び家族の信頼に応えると共に、利用者の権利を擁護し、サービスの向上に努める。

14) 《感染予防》

うがいや手洗い、消毒・マスクの着用・咳エチケットの徹底。

《その他》

ア) 研修: 利用者が快適に利用出来る様、職員の資質向上とサービスの均一化と情報の共有化を図っていく。

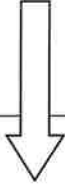
イ) 防災: 月1回の防災訓練を行う。

ウ) 個人情報: 守秘義務を厳守。

エ) 身体拘束廃止委員会・事故防止委員会・感染症対策委員会・衛生委員会の各委員会に参加し、積極的に取り組む。

オ) 地域ケア会議: 他職種と協働して地域支援ネットワークの構築を目指す。

令和6年度 活動計画

月	主な活動行事	行事	ボランティア
4月	苑外散歩 おやつ作り<たこ焼き>		感染予防に努めるつつ、状況に応じ、ボランティアを募っていく。
5月	苑外散歩 梅ジュース作り	菖蒲湯(5日) 節句(端午)	
6月	おやつ作り<蒸しパン>		
7月	七夕飾り おやつ作り<五平餅>	七夕	
8月	盆踊り おやつ作り<スフレパンケーキ>		
9月	敬老お祝い おやつ作り<おはぎ>	彼岸	
10月	小運動会 おやつ作り<蒸しパン>		
11月	山の講<ぼた餅>(7日) おやつ作り<五平餅> 干支作り	山の講(7日)	
12月	お楽しみ会(忘年会) 干支作り	ゆず湯	
1月	鏡開き<お汁粉>	新年祝賀式 鏡開き	
2月	節分(豆まき) 山の講<ぼた餅>(7日) おやつ作り<どら焼き>	節分(3日) 山の講(7日)	
3月	お茶会 おやつ作り<ぼた餅>	桃の節句 お彼岸	

- ・誕生会(色紙・歌・お祝いメッセージを贈ります)
- ・年4回(4月,7月,10月,1月)の体重測定を行います。
- ・避難訓練(月1回)に参加します。
- ・グループ活動を行っていきます(折り紙・クラフト作成・卓上ゲーム・レクリエーション等)
- ・月1回、お便りを発行します。

令和 6 年度 デイサービスセンター秋葉の苑やしお事業計画書¹

1. <目的>

- ・個別ケアに特化し、地域の認知症デイサービスとしての機能確立する

2. <目標>

- ① 1 日の平均利用人数を 7.0 人以上とし、稼働率 70.0%以上を目指す

- ②健康を損ねた利用者が安全な暮らしができるよう手助けをしていく

<目標達成の根拠と具体策>

- ① ショートステイ等による欠席を加味、また令和 5 年度の低迷から稼働率を何とか 70.0%台まで上げていきたい

居宅支援事業所・高齢者支援センターへの働きかけ（・認知症対応型デイへの理解・新しくしたパンフレットの配布・宣伝として毎月発行している「やしお便り」の内容充実・空き状況のチラシの添付・利用者獲得のための定期的な営業訪問）を地道に行っていく

- ② 健康を損ねた利用者が「生きていくために必要な基本的・本能的な欲求」を取り戻していくことを助ける（適切な飲食、睡眠・体温を正常範囲に維持、身体を清潔に保ち身だしなみを整え皮膚を保護、適切な衣類を選び着脱する等）

3. <事業の種類>

- ・介護保険法 認知症対応型通所介護（予防認知症対応型通所介護も含む）定員 10 名

4. <基本サービス>

①食事

- ・嚥下に適した食の提供を行う
- ・季節に応じた行事食を提供し「食」を味わう工夫をする

②入浴

- ・個々の身体状況や希望に応じた入浴を実施し、温泉のような雰囲気を作る またプライバシーに配慮する

③排泄

- ・個々の排泄パターンを把握し、ADL（日常生活動作）に沿った介護をする

④健康管理

- ・来苑時、身体状況の把握やバイタルチェックを行い疾病の早期発見と健康管理を支援する また利用時の様子を家族に伝えることで、日々の健康管理の援助をする

⑤機能訓練

- ・生活リハビリを主とし、認知能力にも考慮したりハビリ導入を試みる

5. <利用者の安全・安心の確保>

- ①非常災害対策の徹底
- ②事故防止対策及び苦情対応
- ③感染症の予防及びまん延防止（特に新型コロナ・インフルエンザ・ノロウイルス）
- ④「事業継続計画（BCP）」への取組み
- ⑤身体拘束廃止に係る取組み
- ⑥高齢者虐待防止の徹底

6. <会議・研修等の開催、出席>

- ①会議（デイ運営会議、運営推進会議、地域ケア会議等）
- ②研修（利用者検討会、内部、外部研修等）
- ③委員会（施設内4委員会）

7. <地域との交流>

- ①ボランティアの受け入れ
- ②小・中・高校生の実習等受け入れ
- ③地域で開催されるイベント・行事に参加する（幼・小・中・高校、自治会など）

8. <利用者の日課>

8:30 お迎え

9:45 来苑

手洗い・補水・健康チェック・整容・排泄介助・入浴・諸活動・機能訓練

10:45 健口体操・食事・排泄介助・口腔ケア・休息・補水

13:45 諸活動・機能訓練・おやつ・補水・排泄介助・日記

15:45 お送り

提供時間：6～7時間未満 利用者の都合も考慮5～6時間未満等の提供時間も実施

令和 6 年度 活動計画表

月	行事	内容	調理	活動	園芸
4	花見	堤防の桜を愛で楽しむ	山菜・蕨を使って	クラフト パンジー押し花	
5	端午の節句 菖蒲湯 母の日 八十八夜	中庭に鯉のぼりを上げる 菖蒲湯で健康を願う お母さんの事を回想 茶摘みの回想	柏餅 紫蘇ジュース6割	回想 遠足	カスミ草プレ ゼント 花の植え付け
6	父の日 鮎の解禁	お父さんの事を回想 鮎釣りから川の話をする	ジャガイモ を焼いて	ゲーム 魚釣り大会	生姜 植え付け
7	七夕飾り	願い事を書き笹に飾る	紫蘇のゼリー	ゲーム ピンポン玉掬い	
8	盆 終戦記念日	盆踊りを踊る 原爆投下日に当時を偲ぶ	カボチャを使って	回想 戦争 お盆・夏休み	
9	敬老表彰 十五夜 秋の彼岸	長寿を祝う すすきや収穫物を飾る 先祖を偲ぶ	お月見 みたらし団子	クラフト 松ぼ っくりおわじェ	
10	収穫祭 秋の祭典 青空昼食会	作物の収穫を祝う 祭典の DVD を観る 玄関先で食事を楽しむ	煮リンゴ	回想・祭典	花の植え付け
11	紅葉 山の講	山々の紅葉を楽しむ 回想	里芋塩ゆで	ゲーム 秋の？ボックス	生姜収穫
12	忘年会 冬至 秋葉火祭り ケーキ会	刺身付き昼食を楽しむ ゆず湯で健康を願う 回想 クリスマスケーキ会を行う	松花堂弁当 (忘年会に) 柚子みそ	クラフト 正月飾り	(生姜は 蜂蜜生姜にし 水分補給時な どに)
1	正月行事 新年祝賀式 恵比寿講	正月にした遊びを行う ビール、ジュースで乾杯する 回想	七草がゆで おじや	回想 正月	
2	節分	豆まきをして厄払いをする	ヨモギの蒸しパン	クラフトひな祭 り	
3	桃の節句 春の彼岸	お雛様を飾る 先祖を偲ぶ	生シイタケと ネギの味噌煮	ゲーム春の山菜花 の名前当て	

- ・皆さまの誕生会を行う
- ・年4回(4月,7月,10月,1月)体重測定を行う(減少、増加の気になる方は都度)
- ・ボランティアの受け入れをしていく
- ・小、中、高校生の実習受け入れをする
- ・地域で開催されるイベントに出掛ける(小、中、高校行事など)
- ・作業能力向上プログラム・連想記憶に働きかけるプログラム・健康増進プログラム・交流力を向上させるプログラムをバランス良く配置します
- ・調理なども旬の食材の話題を提供し、皆で計画・実行していく過程を大切にする
- ・季節の花を飾り、陶磁器で食事を提供したりして五感を大切にしてい
- ・整容・身だしなみ等、できなくなった部分をケアし人としての基本的な部分を大切にしてい
- (令和6年度 目標)
- ・個々が望む活動を提供してい

令和 6 年度

元気はつらつ教室事業計画書

<目的>

利用者個々が要介護状態にならずに今の自立した生活を維持して行け、会話や活動及び体操等を通して安定した日々を過ごして頂くよう支援していく事を目的とする。

<目標 取り組み>

- 利用者一人ひとりが楽しみながら活動し、充実した一日を過ごして頂けるよう支援する。
- 身体機能の維持向上及び転倒防止につながる運動 体力作りを支援します。
- 仲間達との会話のある交流をして楽しさや生きがいを感じ明日への活力となるようきめ細やかなサービスを提供していきます。

<活動>

季節感のあるおやつ作り・寿司作り等・レクリエーション・行楽、家では出来ない事を皆で楽しみ実施していきたい。

* 運動器の機能向上（レベルに合わせて行っていきたい。）

- ・転倒・骨折予防にロコモ体操 身体維持向上にはラジオ体操を取り入れ身体に負担がかからない範囲で行います。
- ・体力を保つため定期的に楽しみながらできるレクリエーションを取り入れたいと思います。（輪投げ等）
- ・運動の後の水分補給を常時促していきます。

* 口腔機能の向上

「食べる」「飲み込む」「話す」「呼吸する」等の口腔内の健康を維持するための指導やのどを鍛える運動を行ないます。

食事前には、唾液を増やす嚥下体操（パタカラ体操・舌を出し左右上下に動かす運動）を行います。大きな声で早口言葉や歌を唄います。

* 外出する機会を増やす

利用者が楽しみにしている、初詣・花見・福田漁港・紅葉見物・外食・買い物・散歩等、外に出る機会を増やし、楽しみをもって頂けたらと考えています。

* 脳の活性化

「塗り絵」「簡単な計算」等いろいろな脳トレプリントを提供して脳の活性化を図る。

*趣味活動

生け花・カラオケ・手芸・折り紙・・・料理・おやつ作り・習字・レクリエーション・絵手紙等、様々な活動を通して、楽しみが持てるようになって頂けたらと思っています。

<健康チェック>

健康チェック毎回（血圧測定・検温）・月1回（体重測定）や心身の観察を行っています。急変時には、速やかに医師・看護師に繋げ、適切な処置を行って頂き、家族に連絡をとっていきます。

<個別サービス計画>

包括支援センターからの調査を基に、利用者の意向を踏まえて、一人ひとりに応じた目標を達成をするための個別サービス計画書を作成します。

年度末には、計画書に沿ったサービスの評価を行い、行政に提出します。

<配膳・食事>

利用者と一緒に配膳をしていきます（御飯の盛り付け・味噌汁・お茶の支度等）
楽しい雰囲気の中、ゆっくりと美味しく召し上がって頂けるよう配慮していきます。
また、誤嚥による事故が起こらないように、十分注意していきます。

<送迎>

安全第一を念頭に置いた走行及び、利用者が快適に乗降出来るように、努めます。
また、玄関先での乗り降りが出来るように配慮致します。

<実習生の受け入れ>

春野校舎（福祉類型3年生）の受け入れをします。

<関係機関への連携>

包括支援センターと連携し、利用者の生活指導、健康管理、健康相談等していきます。
身体的、精神的な変化がみられた時は、介護者に連絡を取り、円滑なサービス提供へと繋げていきます。

<その他>

- * 介護用品の展示（相談に応じ、気軽に注文して頂けるよう配慮します。）
- * 口腔衛生（食事後は、歯磨きを行ないます）

＜活動内容＞

月	内 容	月	内 容
4月	バスハイク（お花見） 生け花教室	10月	生け花教室・輪投げ 塗り絵
5月	習字教室・切り絵 輪投げ・おやつ作り(柏餅)	11月	バスハイク・ 習字教室 おやつ作り(蒸しパン) ・干支色紙 作り
6月	バスハイク(福田港)・生け 花教室 手芸	12月	干支色紙作り ・ 生け花教室
7月	七夕飾り・おやつ作り 習字教室	1月	バスハイク初詣(小国神社) 習字教室
8月	生け花教室 工作 輪投げ	2月	生け花教室・寿司作り 文 化 展 （ 出 品 ）
9月	習字教室・工作 おやつ作り(おはぎ)	3月	習字教室・切り絵 おやつ作り(ぼた餅作り)

＜毎月＞・・・誕生会・体重測定

＜ボランティアさん＞

＊生け花・・・・・・鈴木京子さん

＊習字・絵手紙・・・天野文恵さん

令和 6 年度 居宅介護支援事業所秋葉の苑事業計画書

【基本方針】

社会福祉法人白龍会が設置する居宅介護支援事業所秋葉の苑が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を行うにあたり、法令遵守を基本とし人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所及び各職員が研修等を通じて自己研鑽に励み、要支援・要介護状態と認定された利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供する（※要支援者については地域包括支援センターからの委託業務とする）。

【年間目標】

- (1) 事業所運営の安定と拡大
- (2) 業務チェック機能の強化
- (3) 事業所間の情報共有
- (4) 在宅生活継続への支援
- (5) 介護支援専門員としての資質・専門性の向上

【実践計画】

- (1) 事業所運営の安定と拡大

2 名以上体制を維持し、常時充足率 85%以上を目標とする(2 名体制:60 件以上 ※介護予防居宅介護支援は別途算定)。
各種加算を取得し、収益の安定に繋げる。
- (2) 業務チェック機能の強化

ケアマネジメント業務において運営基準減算項目に該当しないよう担当介護支援専門員と他職員とのダブルチェック機能を実施する。
- (3) 事業所間の情報共有

事業所の職員間の情報交換・課題の共有・相談がスムーズに行うことができるよう、適時業務の見直しや各職員個別ケースについての検討などを行う。
- (4) 在宅生活継続への支援

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援する。
- (5) 介護支援専門員としての資質・専門性の向上

人材育成と、チームとして働く快適な職場環境作り(報告・連絡・相談の体制作りや災害時などを含めた担当者不在時のフォロー体制作りの確立)。
専門職としての業務を的確に行えるよう、制度や技術の理解・習得のため、各種研修や勉強会、連絡会等に苑内外を問わず積極的に参加する(EX:地域包括支援センター主催、天竜区介護支援専門員連絡協議会主催、浜松市医師会主催の研修や連絡会、事業所内研修、他法

人居宅介護支援事業所との事例検討会など)。

【秘密の保持】

個人情報文書類については、鍵のかかる書棚や引き出しにて保管し事務所も営業時間外は施錠する。パソコンやUSBなどでの管理は情報漏えいや紛失などの恐れがあることを自覚し、法人外部への持ち出しを行わない。

保険者等への個人情報の含まれる文書類の提出においては紛失などをすることがないように配慮する。

また、職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するとともに、職員でなくなった後においても守秘義務があるものとする。

【苦情処理】

苦情解決の仕組みに関する規程に基づいて、苦情相談窓口を設けるとともに、利用者及び家族、各居宅サービス事業者、保険者との連携を常日頃から取り苦情や相談には敏速に対応する。

【事故発生(車両事故含む)の防止】

事故発生の防止の指針に基づき事故発生時の対応方法の周知徹底、事実の報告及び分析を通じた再発防止や交通ルールを遵守し事故等発生の防止に努める。